

1 憲法上の権利として保護されるか否かについて

武器製造法（以下「法」という。）第4条の2（以下「本件規定」という。）は、法第2条で定義される「武器」の製造方法を、インターネットを通じて不特定多数の者に発信することを禁止するものであり、その違反には法第31条の3第2号の罰則が科せられるというものである。

すなわち、本件規定は、「武器」の製造方法を、インターネットを通じて不特定多数の者に発信する自由を制約するものであり、この自由が憲法上の権利に含まれる否かが問題となるが、

この点について、「武器」の製造方法を、インターネットを通じて不特定多数の者に発信する自由は、思想や意見の伝達を目的とするものではなく、武器の製造方法という事実を伝達するものであるが、憲法21条1項は「一切の表現の自由」を保護していること、事実の報道も表現の自由に含まれると解されること（博多駅事件判決）、インターネットを通じて情報を受領する権利も表現の自由に照らして保護に値するものと考えられることから、当該自由は憲法21条1項の表現の自由に含まれると解される。

2 判断枠組みについて

上記のとおり、本件規定は、「武器」の製造方法を、インターネットを通じて不特定多数の者に発信する自由を制約するものであるところ、当該制約が憲法21条1項に照らして正当化されるか否かについて、どのような判断枠組みで検討すべきかを検討する。

この点について、規制の目的のために制限が必要とされる程度と、制限される自由の内容及び性質、具体的制限の態様及び程度等を比較衡量して決される（よど号ハイジャック事件判決）。

3 本件における検討

まず、規制の目的は、武器の製造方法がインターネット等を通じて一般に容易に知られてしまうことにより、武器が容易に製造できてしまうことにより、その武器を用いて人の生命・身体が害される危険を防止することにより、人の生命・身体は最大限に尊重されるべき権利であることからすれば（憲法13条参照）、その目的は重要であり、武器の製造方法をインターネットを通じて不特定多数の者に送信することを防止する必要性は高い。

次に、制限される自由は、「武器」の製造方法を、インターネットを通じて不特定多数の者に発信する自由であり、思想や意見の表明ではなく、表現の自由の保障根拠である自己統治の価値（言論活動によって国民が政治的意思決定に関与するという民主政に資する社会的価値）は妥当せず、表現内容の当否は、国家権力ではなく思想の自由市場における自由競争により決定されるべきであり、表現内容の弊害は対抗言論によって是正されるべきであるという思想の自由市場論も、一旦知られてしまった武器の製造方法を対抗言論によって是正するといった余地がないことからすれば、その要保護性は低いものと考えられる。

第三に、制限の態様・程度は、武器の製造方法という特定の表現（これ自体、要保護性が低いことは上述のとおりである。）について、インターネットを通じて不特定多数の者に発信することを禁止するだけであり、それ以外の表現方法を規制するものではない。また、現に2022年に発生した銃撃事件は、犯人がインターネットの動画サイトで銃の製造方法を知り、それが用いられたことを考慮すれば、他の緩やかな規制では上記の規制の目的を達成することはできない。

4 結論

以上のとおり、本件規定の目的は重要であり、武器の製造方法をインターネットを通じて不特定多数の者に送信することを防止する必要性は高い一方で、そのような自由の要保護性は低く、規制の方法についても、上記のとおり、他の緩やかな規制では目的を達成することはできない。

よって、本件規定は、憲法21条1項によって保護される、武器の製造方法をインターネットを通じて不特定多数の者に送信する自由を制約するものの、等が制約は正当化されることから、合憲である。

以 上